

「令和8年度長野県LINE公式アカウント友だち追加推進等業務」仕様書（案）

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度長野県LINE公式アカウント友だち追加推進等業務

(2) 内容

- ア プレゼントキャンペーンの実施
- イ WEB広告の実施
- ウ リッチメニューのリニューアル

2 業務目的

さまざまな県政情報を発信する長野県LINE公式アカウントの友だち増加及び利便性向上のため、プレゼントキャンペーンの実施、WEB広告及びリッチメニューのリニューアルを行う。

3 業務内容

(1) プレゼントキャンペーンの実施

ア LINEスタンプのプレゼント

(ア) 長野県LINE公式アカウントの友だち追加を条件としたダイレクトスタンプ（8種類）の作成、配布に必要な手続き及び支払いを行うこと。

(イ) スタンプの作成に当たっては、「アルクマ Days」

[\(https://www.facebook.com/arukumadays/\)](https://www.facebook.com/arukumadays/) 内に掲載された長野県PRキャラクター「アルクマ」の画像を使用し、別添の令和6年度、7年度に作成したスタンプを参考にしつつ、幅広い年代・属性の県民が共通して使いたい、欲しいと思ってもらえるようなスタンプを作成し、その理由を含めて提案すること。

なお、友だち追加のために、より効果的と考えられる場合は「アルクマ」以外のスタンプを作成し、その理由を含めて提案することも可能とする。

(ウ) 「アルクマ」の画像を活用する場合は、文字や別のイラストを「アルクマ」に被せないなど、「長野県PRキャラクター『アルクマ』使用マニュアル」

[\(https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/arukumashinsei.html\)](https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/arukumashinsei.html) に留意すること。また、「アルクマ Days」内に掲載された画像を使用するには、1画像当たり19,800円（税込）の費用が必要になるため、経費として計上すること（本提案のために画像を使用する場合は費用不要）。

(エ) スタンプの配布はダウンロード可能期間まで行うこと。

イ デジタルポイントのプレゼント

(ア) 長野県LINE公式アカウントの友だち追加を条件としたデジタルポイントプレゼントを配布するために必要な手続きや支払いを行うこと。

(イ) デジタルポイントは、一般社団法人長野県観光機構が運営する長野県特産品公式通販サイト「NAGANOマルシェセレクト」 [\(https://nagano-marche.com/\)](https://nagano-marche.com/) で会員登録者が使えるポイントとすること。

(ウ) 配布は1回当たり5,000円分を15名とし、計6回実施すること。なお、友だち追加のために、より効果的と考えられる場合は、配布人数や実施回数は別の人数等を、その理由を含めて提案することも可能とする。

(エ) 実施スケジュールは、上記ア「LINEスタンプのプレゼント」のスケジュール等を踏まえて効果的なものとする。

(2) WEB広告の実施

3 (1) ア及びイを周知するための広告用の画像をそれぞれ1種類以上作成し、委託者が別途定めた日から令和9年3月31日の間で、友だち追加が50,000人以上となるまでWEB広告を出稿すること。

(3) リッチメニューのリニューアル

登録者が継続してアカウントを利用するためのインセンティブになる利便性の高いリッチメニューのクリエイティブを提案すること。表示項目について、他の自治体の例などにより、現在の表示項目より利便性向上に効果的な提案がある場合は、その理由も含めて提案すること。

(4) 画像パーツの作成

ア スタンプや広告に使用する画像パーツ（デザイン・レイアウト、イラスト）を作成すること。

イ 作成した画像パーツをデータで納品すること。

ウ デザインは委託者の承認を得て決定すること。

4 特記事項

(1) 受託者の責務

本業務に伴い発生するLINEヤフー株式会社との手続き・支払いを行うこと。

(2) 秘密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(3) 再委託

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面により再委託に係る委託者の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。

(4) 本業務に係る成果品の引き渡し後1年以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修又は補修する責を有する。

(5) 権利の帰属

ア 本業務で作成されたデータや画像等の著作権は、委託者に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、委託者は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は委託者と協議を行うこと。

(7) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、委託者と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。

(別添) 令和6年度に作成したLINEスタンプ

お願いします



ありがとう



りょうかい

びっくり



おはよう

イイネ!



ごめんなさい



おやすみ



(別添) 令和7年度に作成したLINEスタンプ

